

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和8年1月28日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 履行場所 ①西宮公共職業安定所（西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎））
②伊丹労働総合庁舎（伊丹市昆陽1-1-6）
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 公安委員会より警備業の認定を受けている者。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札への参加、入札書の提出方法及び契約方法

本入札の参加申請及び入札書の提出に当たっては、原則、電子調達システムで行う。また、契約書の締結は、原則、電子契約による。

なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出た場合に限る。紙入札方式に変えることができる。

詳細は、入札説明書に記載する手順に従うこと。

5 入札関係書類

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公告開始日から令和8年2月18日(水)17時00分まで

交付方法：上記の期間中、調達ポータル又は兵庫労働局ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加申請書(競争入札参加申込書)の受付期間

本公告開始日から令和8年2月18日(水)17時00分まで

(3) 入札書の受付期間

本公告開始日から令和8年2月18日(水)17時00分まで

6 開札日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月19日(木)10時30分

(2) 場所 兵庫労働局総務課会議室(神戸クリスタルタワー14階)

7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類を上記5(2)の期限までに提出しなければならない。

また、上記証明書類と合わせて暴力団等に該当しない旨の誓約書も提出しなければならない。

入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。また、上記(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(7) 契約締結日までに国の予算(暫定予算を含む。)が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は双方で別途協議する。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 入札説明会について

入札説明会は実施しない。入札参加者は入札説明書及び仕様書等を熟読し、内容を承認のうえ参加すること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) その他 詳細は入札説明書による。

8 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 手塚
電話：078-367-9173
メールアドレス：tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

入 札 説 明 書

令和 8 年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合
には、必ず下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。
仕様等の急な変更を連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第一係 手塚宛

Mail : tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ① 入札件名：令和 8 年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）
- ② 受領日（ダウンロード日）
- ③ 会社名、担当者名
- ④ 担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

I 共通事項

1 契約担当官等

- (1) 契約担当官
支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎
- (2) 調達機関番号
017
- (3) 所在地番号
28

2 契約内容

- (1) 契約件名
令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）
- (2) 契約の仕様
仕様書による。
- (3) 履行場所
①西宮公共職業安定所（西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎（旧消防局庁舎））
②伊丹労働総合庁舎（伊丹市昆陽1-1-6）
上記、施設の建造物、駐車場、駐輪場及び庁舎周辺の路上
- (4) 契約期間
令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。
- (5) 契約締結日について
契約締結日は令和8年4月1日とする。
ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (6) 契約条項を示す場所、入札に関する問い合わせ先等
神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務部総務課会計第一係 担当：手塚
電話078-367-9173（直通）Mail：tezuka-mao.q38@mhlw.go.jp
※質問の方法及び期限については下記6（9）を参照のこと。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 公安委員会より警備業の認定を受けている者。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

- ウ 船員保険
- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

- 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (10) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
 - (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札価格等

(1) 入札価格

入札者は、本契約の履行に要する一切の諸経費も含めた総価により入札価格を見積もること。また落札決定にあたっては、入札価格に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額で入札しなければならない。

※業務管理費には賃金・最低賃金上昇予定分、一般管理費等その他諸費用を全て見込むこと。

(2) 落札者の決定

最低価格落札方式とする。

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該契約の内容が適正に履行されないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引を阻害するおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申し込んだ他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、本入札は、予算決算及び会計令第85条に基づく(低入札価格調査基準)を設ける。

- ①基準額を下回った入札が行われた場合、入札執行者は入札に対して「保留」宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査を行い、落札者を後日決定し通知することとする。
- ②基準額を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならないものとする。
- ③基準額を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取及び関係資料等の提示につい

て協力しなければならない。

(3) 落札者が複数ある場合の取扱い

落札者となる者が2人以上あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。

(4) 落札者の決定通知

落札者が決定したときは、入札者又は代理人にその氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び価格について、口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。

(5) 契約価格

入札価格に消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除とする。

5 契約の締結

(1) 契約書類の要否

契約書の作成を要する。また、契約書の締結は原則電子契約による。

(2) 契約の締結

競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約の発効

支出負担行為担当官及び契約の相手方双方が記名捺印しなければ、本契約は発効しないものとする。

6 その他

(1) 本入札は電子調達システムにより執行するため、入札書は当該システムにより提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、「Ⅲ 紙入札方式による場合」に従って入札すること。

(2) 入札説明会

本入札に係る入札説明会は行わない。

(3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 入札の辞退

入札参加を申し込んだ後、辞退を希望する場合は辞退届を支出負担行為担当官あて提出すること。

(5) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の入札など、入札に関する条件に違反する者の入札は無効とする。

(6) 再度入札

予定価格を超過するなどの理由により再度入札とする場合、再度入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。

(7) 入札の延期

入札者又は代理人が相連合し又は不穏な挙動をするなど、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることが

ある。

(8) 情報公開

落札者の決定にあたり、開札会場において落札事業者名及び落札価格を発表するとともに、当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情報公開請求がなされたときは、公開することがある。

(9) 疑義・質問

本入札に関する疑義・質問については、令和8年2月13日（金）17時00分までに、書面により上記2（6）の場所へ問い合わせること。

(10) 契約関係書類の扱いについて

①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。

②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(11) 入札参加者は、入札書の提出（電子入札機能により入札した場合を含む）をもって、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

7 契約金額内訳書の提出

(1) 落札者は、契約締結後、契約金額の内訳を書面により提出すること。

(2) 契約金額の内訳は、少なくとも人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときはこの限りではない。

(3) 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断される場合は、支出負担行為担当官は説明を求めることがある。

II 電子入札方式による場合

1 各種手続きの期間

(1) 証明書等受付期間

令和8年1月28日（水）9時00分より令和8年2月18日（水）17時00分まで。

【入札参加申請時提出書類】

・資格審査結果通知書（写）

・都道府県公安委員会の認定書（写）

・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」

・支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」、「役員等名簿」

※資格審査結果通知書等のファイル形式（拡張子）は、「.bmp」、「.jpg」又は「.pdf」とする。

(2) 入札書受付期間

令和8年1月28日（水）9時00分より令和8年2月18日（水）17時00分までとする。

※添付ファイルとして、入札書と併せて入札金額内訳書（別紙様式）を提出すること。

※期限内に電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムに

より応札する場合は、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(3) 開札予定日・時間

令和8年2月19日（木）10時30分より執行する。

※開札会場での立ち会いは不要とするが、入札者又はその代理人は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

(4) 開札場所

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務課会議室

(5) 再度入札

落札者の決定がない場合は、再度入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

2 代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合には当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

3 障害発生時及び電子調達システムに関する問い合わせ先

(1) ヘルプデスク及びホームページ

電子調達システムに関する問い合わせ先

・電子調達システムヘルプデスクURL <https://www.p-portal.go.jp/>

・電子調達システムヘルプデスク電話 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

(2) 緊急時の問い合わせ先

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局総務部総務課会計第一係 電話078-367-9173（直通）

Ⅲ 紙入札方式による場合

1 各種手続きの期間

(1) 競争入札参加申込書受付期間（必着）

令和8年1月28日（水）9時00分より令和8年2月18日（水）17時00分までとする。

※原則郵送での受付とする。競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって郵送し、上記Ⅰの2（6）の担当者あて電話で受領確認をすること。

【競争入札参加申請時提出書類】

- ・競争入札参加申込書（紙入札方式）
- ・資格審査結果通知書（写）
- ・都道府県公安委員会の認定書（写）
- ・労働保険料及び社会保険料に関して、直近2年間に滞納がないことについての「保険料納付に係る申立書」
- ・支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の「誓約書」、「役員等名簿」

(2) 入札書受付期間（必着）

令和8年1月28日（水）9時00分より令和8年2月18日（水）17時00分までとする。

※上記1（1）と同様に、原則郵送での受付とする。

【提出方法】

- ・入札書は、当局で定めた様式によること。
- ・作成後は封筒（長形3号）に入れ封をすること。
- ・入札書を封入する封筒に、氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（兵庫労働局支出負担行為担当官）及び「2月19日開札 令和8年度公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所） 入札書在中」と朱書きをすること。
- ・入札書と併せて入札金額内訳書（別紙様式）を作成し、入札書と同封して提出すること。

※また、上記Ⅰの6（6）の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入札書であるかを必ず明記すること。

（3） 開札予定日・時間

令和8年2月19日（木）10時30分より執行する。

※紙による入札参加がある場合で、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにする。その場合の開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記（2）【提出方法】の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に提出していない紙入札参加者は、第1回目の開札に立ち会わなければ、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

また、開札に立ち会う場合にあっては、開札執行職員の求めに応じられるよう、競争参加資格を証明する書類、立会者の身分が証明できるものを必ず持参し、代表者でない者が立ち会う場合は、当局様式の委任状も併せて提出すること。

（4） 開札場所

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務課会議室

2 代理人による入札

代理人による入札の場合は、開札執行前までに当局で定めた様式の委任状を提出すること。

入札金額内訳書(税抜き額)

(令和8年度) 月	月 額	
	西宮公共職業安定所	伊丹公共職業安定所
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11月	円	円
12月	円	円
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円
年 計	円	円
2施設合計 ＜応札金額＞	円	

応札者名

--

仕 様 書

1 警備場所及び警備員数・警備時間等

(1) 西宮公共職業安定所

納入場所	〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎(旧消防局庁舎)の建築物、駐車・駐輪場及び建築物周辺路上。 ※西宮公共職業安定所の来所者用駐車場は、障害者用駐車スペース1台分のみ		
納入期限	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
	月～金曜日	警備員数	1名
		警備時間	午前8時30分～午後5時 (休憩時間：1時間・実労働時間：7時間30分)
		開庁日数	年間241日

(2) 伊丹労働総合庁舎

納入場所	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6の庁舎駐車場及び建築物周辺路上。		
納入期限	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
	月～金曜日	警備員数	2名
		警備時間	午前8時30分～午後5時 (休憩時間：1時間・実労働時間：7時間30分)
		開庁日数	年間241日

※警備場所の詳細については別添配置図を参照のこと。

2 警備内容

(1) 警備方法

警備は、常駐警備方式とし、委託者の指定する日時に警備員を所定人数配置し、駐車場等に於ける車両・通行人の誘導安全確保に努める。

(2) 駐車場利用者の車両誘導

- ① 駐車場に空きが出来た場合の案内。
- ② 駐車場待ち車への誘導。
- ③ 駐車場出入りの際の安全確保（公用車含む。）。
- ④ 障害者用駐車場への健常者の駐車防止。

(3) 駐車場内の安全確保及び整理

歩行者の安全確保及び敷地内通路上（特に点字ブロック上）駐輪の二輪車の整理。

- (4) 近隣住民等への安全配慮及び融和の確立
駐車場待ち車と他の通行車両等との事故防止のための監視・誘導。
- (5) 緊急事態発生時について
初動処置と施設管理責任者及び関係部署への通報、連絡の徹底。

3 進捗管理・成果物等

警備員は勤務終了後、毎日、書面により警備実施状況を報告し、施設管理者の確認印をもらうこと。これをもって、当該契約業務の履行を客観的に証明する資料とする。

(1) 計画書の提出

受託者は、施設毎に年間計画及び月間計画を作成の上、施設管理者及び兵庫労働局へ各1部ずつ提出すること。

(2) 責任者及び業務担当者の名簿の提出

受託者は、書面をもって施設管理者へ責任者・担当者を選任し報告すること。

＊氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証、受託者との雇用関係を証明する書類。

(3) 業務に関する必須となる資格

交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。但し、交通誘導警備検定者を常駐出来ない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を常駐させること。

交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する職員とは、

- ① 警備業法における警備員指導教育責任者資格証の交付を受けている者。
- ② 警備業法における指定講習を終了した者。
- ③ 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が一年以上である者とする。

(4) 問題発生時の連絡体制

作業計画の大幅な変更を要する事態の発生等契約上の重大な問題が生じた場合、受託者は契約担当部局に対し、速やかにその内容を報告すること。

4 服装、警備等

業務の実施にあたり必要となる次の経費は、受託者の負担とする。

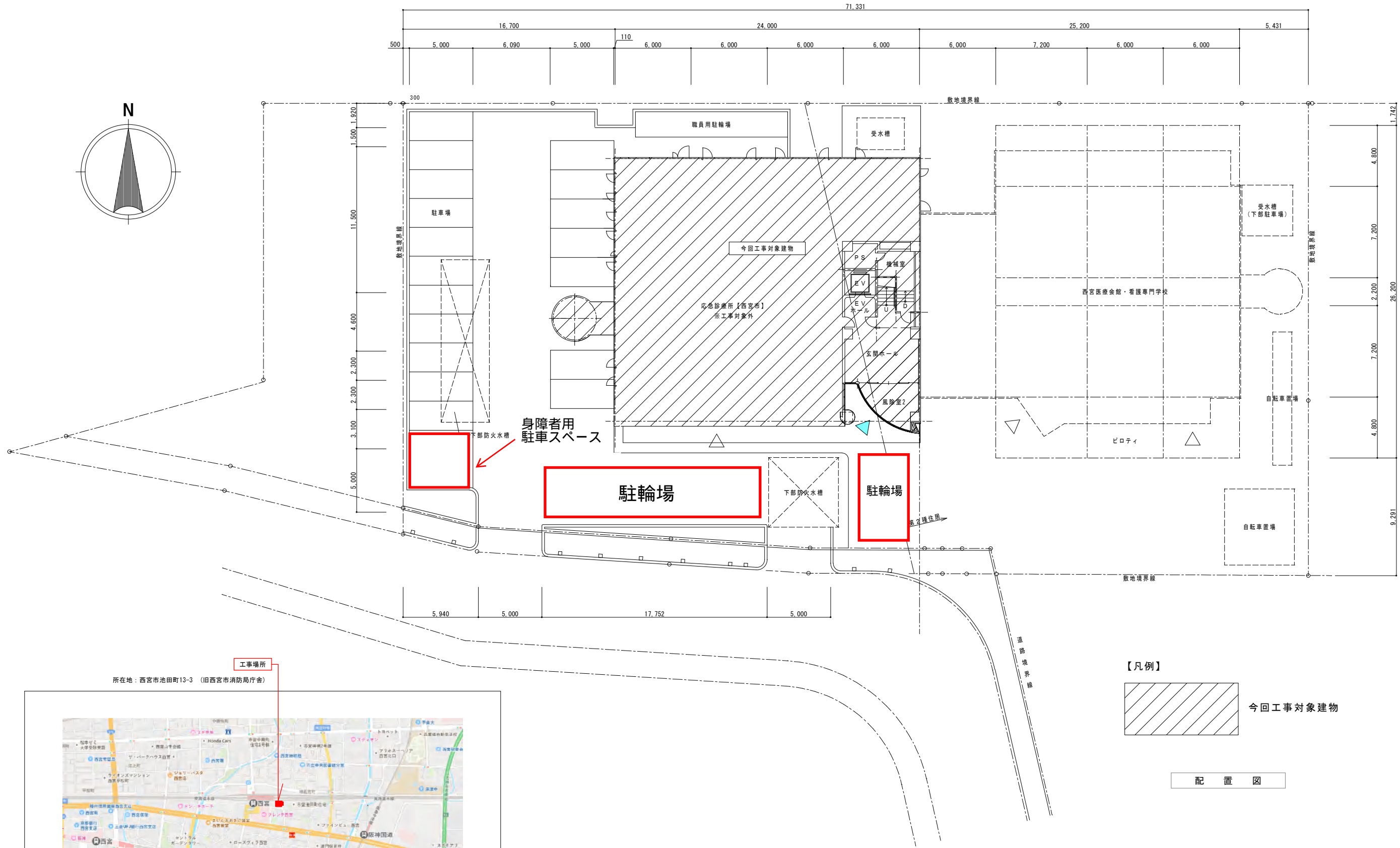
- (1) 受託者指定の服装。
- (2) 誘導灯。警笛、雨合羽。
- (3) その他警備業務に必要な物品。

5 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項及び警備実施にあたって問題が発生した場合は、その都度協議の上、決定する。
- (2) 受託者は、契約開始日までに各公共職業安定所管理者と具体的な警備方法（人員配置場所等）について打合せを行うこと。

＊実情に合わせた警備体制を確立すること。

- (3) 来庁者の車の状況により、配置場所を変更する場合がある。
- (4) 受託者の責に帰すべき事由による損害については、受託者が対人・対物等の賠償を行うこと。
- (5) 来庁者に対し懇切丁寧に対応すること。万一、警備員と来庁者との間でトラブルが生じた場合、委託者は一切責任を負わない。
- (6) 土・日・祝祭日・年末年始は休日とする。
(年末年始は、12月29日～1月3日) なお、盆は開庁日。
- (7) 警備員について、労働基準法等関係法令に従い、適切に労働時間の管理を行うこと。
- (8) 警備員の休憩について、施設管理者と協議のうえ決定し、適切に対応すること。
- (9) 契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮の上、入札参加に応じること。
契約締結後に最低賃金の改定が行われ、作業従事者の人件費が最低賃金を下回った際は、契約額の変更の可否について協議を行うため申し出ること。
- (10) 本件による業務を受託者が第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することは認めない。
- (11) 受託者は、当書面に記すもののほか、当局が示す契約条項を遵守すること。



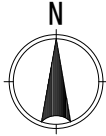
【凡例】

 今回工事対象建物

配置図

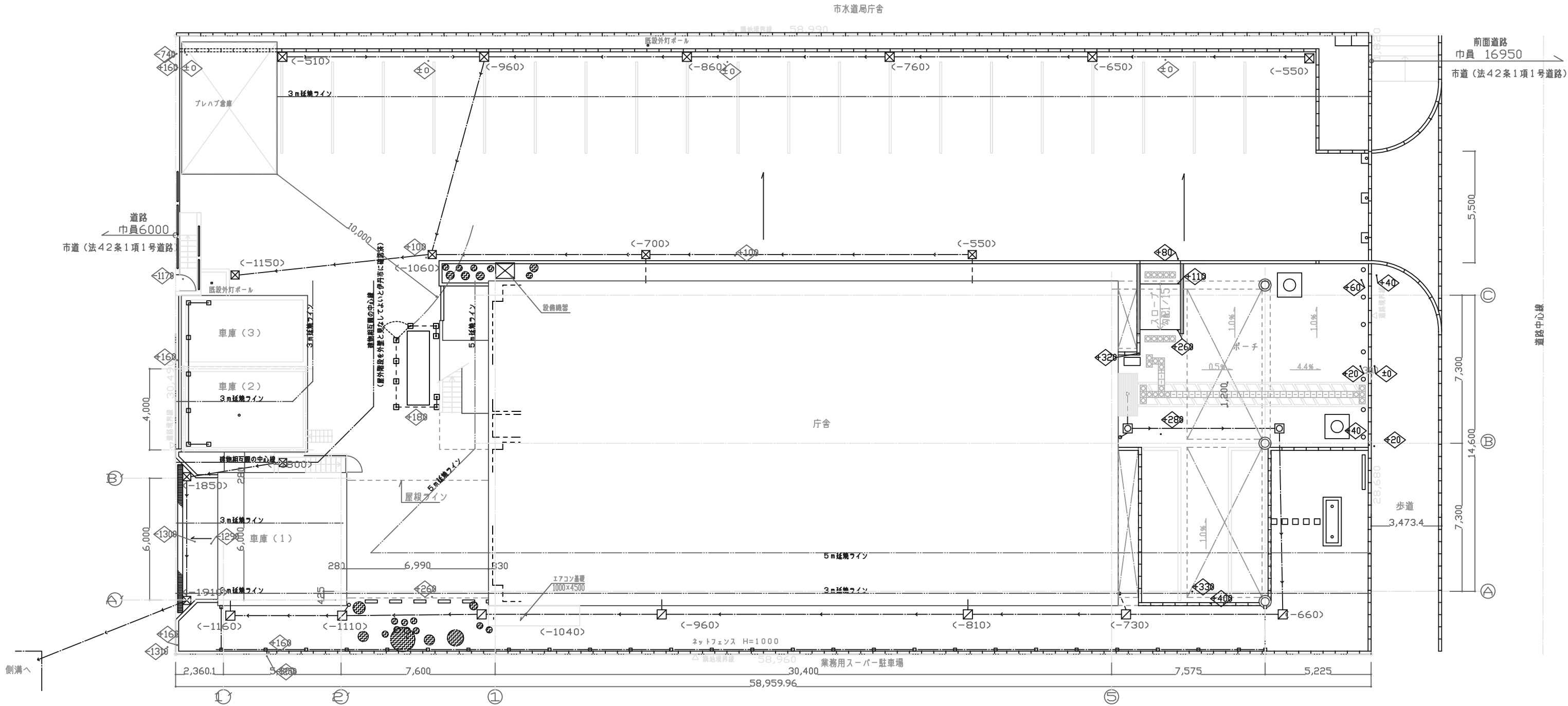
工事場所

所在地：西宮市池田町13-3（旧西宮市消防局庁舎）



付近見取図

竣工図		
工 事 名	西宮公共職業安定所入居工事	図面記号 A-13
図面の名称	配置図・付近見取図	縮 尺 A1 1/150 A3 1/300
受注者名	受注者住所	



高低差を示す。〈 〉内の数値は、GL (= 既設1FL-300) からの高さを示す。					伊丹労働総合庁舎改修等工事	
□	既設ためマス (コンクリートふた)。特記なき限り450×450。〈 〉内はGLよりのマスの置きを示す。				配置図	S=1/100 A-1
⊗	既設ためマス (グレーチングふた)。特記なき限り450×450。〈 〉内はGLよりのマスの置きを示す。					A-8
○	既設ためマス (化粧ふた)。特記なき限り450×450。〈 〉内はGLよりのマスの置きを示す。					
→	既設ヒューム管。特記なき限り 150φ。					

契約書

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と株式会社○○○○代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、役務を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和８年度 公共職業安定所駐車場警備業務委託契約（西宮所・伊丹所）

契約金額 金○, ○○○, ○○○円（うち消費税及び地方消費税額金, 円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28 条第1 項及び第29 条並びに地方税法第72 条の82 及び72 条の83 の規定に基づき、契約金額に110 分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免 除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 役務の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

（検査）

第3条 乙は、役務を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、役務名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入役務は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行

ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納期の有償延期)

第5条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第6条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第7条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第5条及び第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格役務の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う役務の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第28条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は

乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
(損害賠償)

第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

第10条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた

ときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行つたとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき。
- (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知つた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があつた場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若

しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな

いことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第3条に規定する納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納入役務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、不足分の提供を行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約金額内訳書の提出)

第30条 乙は、契約締結後、契約金額の内訳を書面により提出すること。

2 契約金額の内訳は、少なくとも人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときはこの限りではない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないと判断される場合は、甲は説明を求めることがある。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第32条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第2項、第9条、第14

条、第 15 条、第 17 条、第 21 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 1 番 3 号
支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長
〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇△－△－△
株式会社〇〇〇〇
代表取締役
〇〇 〇〇

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

名 称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

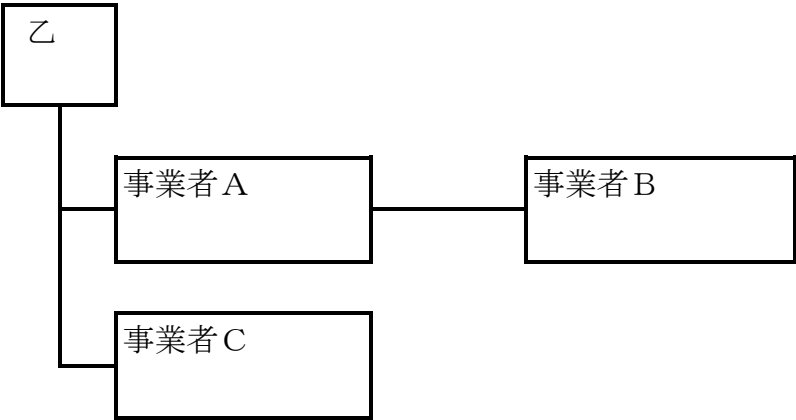
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- ☐ 私
- ☐ 当社

は、下記 1 から 3 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去 1 年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記 1 から 3 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所 在 地

事業所名

代表者名

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

競争入札参加申込書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

申込人

所在地

事業所名

代表者名

下記件名の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

1 件 名 令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

（記入例）認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

3 電子調達システムへの対応予定時期

※氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入札書（紙入札方式）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所在地
事業所名
代表者名
代理人（復代理人）

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容の物品について下記のとおり提出します。

件 名 令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）

入札金額（総価格）¥ （消費税等抜き）

※ 落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを以下に記載すること。なお、記載がない場合、及び記載された数字が他の入札者と重複した場合は、連絡先電話番号の末尾3ケタを電子くじ番号とする。

--	--	--

※ 契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て）とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ）を入札書に記載すること。

※ 入札金額は算用数字で、末尾には、－（ピリオド ハイフン）を記載すること。

(代理人用)

委 任 状

私儀
今般
を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

1. 件名 令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）
2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限及びそれにかかる復代理人の選任に関する権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者
所 在 地
事業所名
代表者名

(復代理人用)

委 任 状

今般
たします。

私儀
を復代理人と定め、下記の権限を委任い

記

1. 件名 令和8年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）

2. 委任事項 上記1にかかる入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

競争入札参加者（代理人）

所 在 地

事業所名

代表者名

代理人（復代理人）による開札の立ち会い等にかかる留意事項

代理人（復代理人）をもって、入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う場合には、下記により委任状が必要となります。

記

1. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の本店、または本社に所属する場合は、委任状【代理人用】を使用してください。

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

2. 入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者が、その法人の支店、または営業所等に所属する場合は、委任状は【代理人用】及び【復代理人用】の2枚が必要になりますので、以下のとおり使用してください。

【代理人用（1枚目）】

「競争入札参加者」・・・その法人の代表者

「代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者の
所属する支店または営業所等の長

【復代理人用（2枚目）】

「競争入札参加者（代理人）」

・・・1枚目で委任された、支店長又は営業所長等その法人
の代表者

「復代理人」・・・入札書等の書類の作成又は開札の立ち会いを行う者

※ 上記の規定は、法人格のない事業についても同様に取扱います。

※ 入札会場に入場できる者は、代表者のほかは、委任状により代理権（復代理権）を授与された者に限ります。

※ 代理及び復代理は、委任状発行以降の日に限り有効です。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

所 在 地
事業所名
代表者名
代理人（復代理人）

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件名 令和８年度 公共職業安定所駐車場警備委託契約（西宮所・伊丹所）



利用開始方法

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。

(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

STEP 3 環境設定・利用者登録

●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

🖨️ <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

I P 電 話 等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

I P 電 話 等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。

FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジープス

政府電子調達(GEPS)

便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは
調達ポータルに
統合され、
さらに便利に
なりました。



ワンストップ対応



印鑑不要



郵送費削減



書類保管費削減



印紙税不要



24時間365日利用

詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





本システムについて

 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

● 物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

● 本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

※システムメンテナンス時を除きます。



印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

※法令で義務のある場合を除きます。



全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。

